

(友の会ライフ保険(75歳型)・疾病入院特約(2001)・元気回復サポート保険、入院費用給付金、女性疾病給付金、健康づくりサポート)

## 保 険 期 間

ご注意

友の会ライフ保険(75歳型)・疾病入院特約(2001)・元気回復サポート保険、健康づくりサポートと入院費用給付金、女性疾病給付金の満期日は生年月日によって異なる場合があります。

### 75歳まで

友の会ライフ保険(75歳型)・元気回復サポート保険の保険期間は、加入日からご加入者(被保険者)が保険年齢75歳になられた直後の契約当日の前日までです。

更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

疾病入院特約(2001)の保険期間は、加入日からご加入者が保険年齢75歳になられた直後の契約当日の前日までです。

入院費用給付金、女性疾病給付金の保険期間は、1年間(2021年11月1日～2022年10月31日)で、以後、75歳まで毎年1年毎に更新します。

一般財団法人公立学校共済組合友の会会員の間

## 保険料の払込み

退職共済年金または老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を含みます。)より、2ヵ月分の保険料を2ヵ月ごと(10月、12月、2月、4月、6月、8月)に年6回差し引かせていただきます。

ただし、年金が支給される年度までは、「移行(加入)手続き」の提出時に指定された登録口座から、年に1回(10月22日<金融機関休業日の場合は翌営業日になります>)保険料振替を行います。年金の支給が開始された年度の翌年度からは、基本的に老齢厚生年金からの控除になります。

なお、保険料を年金から差し引くことができなかった場合には、一般財団法人公立学校共済組合友の会から保険料払込についてのご案内をお送りしますので、最寄の金融機関よりお振込ください。初回は10月定期支給からの控除となります。

障害共済年金および障害厚生年金、遺族共済年金および遺族厚生年金からは控除できません。

## 申 込 方 法

新規の加入はできません。脱退を希望する場合は、友の会フリーダイヤル(0120-122-169)までご連絡ください。

## 脱 退 の 取 扱 い

死亡脱退・高度障害保険金の支払いによる脱退・特定疾病保険金の支払いによる脱退

支払事由が発生した次の月以降の保険料(未経過保険料)は返金となります。本人の支払いによる脱退の場合、配偶者も同時脱退となります。

任意脱退

脱退を希望される方は、脱退手続きに必要な書類をお送りしますので、友の会までご連絡ください。「脱退申出書」の提出期限は毎月末日となっておりますので、ご留意ください。なお、毎月末日に「脱退申出書」が提出された場合の保険の保障期間は翌月末までとなります。

脱退申出書は、事前に一般財団法人公立学校共済組合友の会に脱退をお申し出いただいた方に、郵送にてご自宅に送付いたします。

「疾病入院特約(2001)」のみの脱退はできません。脱退をする場合は、「友の会ライフ保険(75歳型)」も同時脱退となります。

「女性疾病給付金」のみの脱退はできません。脱退をする場合は、「入院費用給付金」も同時脱退となります。

「健康づくりサポート」は、「友の会ライフ保険(75歳型)」「入院費用給付金」「元気回復サポート保険」のいずれも脱退または未加入の場合、同時脱退となります。

本人が脱退される場合、配偶者も同時脱退となります。

本人の保険期間満了と同時に配偶者の保障も終了となります。

他の共済組合の組合員となった場合

常勤の公務員として再就職され他の共済組合の組合員となり、公立学校共済組合の年金受給者でなくなった場合、保障は終了します。

## 税法上の取扱い

保 険 料 : 「友の会ライフ保険(75歳型)」「疾病入院特約(2001)」「元気回復サポート保険」  
・保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。

「入院費用給付金」「女性疾病給付金」

・保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害入院支援保険金・傷害入院初期費用保険金に対する部分の保険料を除きます。

死 亡 保 険 金 : 本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。

ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。

本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。

所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。

高度障害保険金 : 非課税です。

解 約 返 戻 金 : 解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。

一時所得の課税対象額=(解約時受取金-総払込保険料-50万円)×1/2

所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

特定疾病保険金 : 非課税です。

7大疾病保険金 : 非課税です。

がん・上皮内新生物保険金 : 非課税です。

入 院 給 付 金 : 非課税です。

入院費用給付金(入院支援保険金・入院初期費用保険金) : 非課税です。

女性疾病給付金(入院保険金・手術保険金) : 非課税です。

税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。

## 解 約 返 戻 金

この制度を保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

入院費用給付金・女性疾病給付金・健康づくりサポートは解約返戻金の対象になりません。









Empty rectangular box for content.

Empty rectangular box for content.

Empty rectangular box for content.